

「いわきの魅力レベルアップ！いわきツーリズムプロモーション事業業務公募型プロポーザル」
に係る質問事項に対する回答

いわき市観光文化スポーツ部観光振興課

No.	質問事項	回答
1	(2)業務の内容 (ア)WEB・SNSを活用した広告配信 について 『昨年度作成した動画素材を活用した』とあることから、すべて動画での広告配信が前提となりますでしょうか？（静止画の広告は認めない）	動画素材を活用することを原則としますが、より効果的な広告配信が期待される等の理由によっては、活用 の手法を妨げるものではありません。
2	(2)業務の内容 (ア)WEB・SNSを活用した広告配信 について 『配信回数は3億5千万回以上とすること』と記載がありますが、この配信回数とは、動画の再生回数ではなく、広告の表示回数(インプレッション数)を指しますか？	お見込みのとおりです。
3	(2)業務の内容 (イ)テレビ等を活用した情報発信 昨年度作成した動画に出演している演者・使用しているBGM等の使用権利は、いわき市に帰属しておりますでしょうか？テレビ等のマスメディアでの使用は可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。成果品の著作権は全て本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができることとしております。